

# 被災者の住宅再建を支援する事業

東日本大震災で被災した世帯に対し、以下の通り住宅再建の支援を行います。  
※申請期限にご注意ください。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

## ●住宅を被災し、住宅の再建を行う場合に受けられる補助一覧

	全壊・解体	大規模半壊	半壊	一部損壊
被災者住宅再建支援事業 P. 3	一人世帯 上限 150 万円 二人以上の世帯 上限 200 万円 <small>被災当時の世帯状況</small> <small>※被災者生活支援金の加算支援金（建設・購入）を受給していることが条件</small>			
復興住宅新築利子補助 P. 3	借り入れた際の利子相当額を一括で補助、 上限 722.7 万円			
既往住宅債務（2重ローン）への利子補給 P. 4	被災前の住宅債務に対し、5年分の利子を補給			
バリアフリー対応経費補助 P. 4	上限 40～90 万円			
県産材使用経費補助 P. 5	上限 1 万円～40 万円			
地域産材補助 P. 5	上限 5 千円～20 万円			
給水装置工事補助 P. 6	対象経費の 1/2 かつ上限 20 万円			
排水設備工事補助 P. 6	対象経費の 1/2 かつ上限 17.5 万円			
景観再生補助 P. 7	対象経費の 1/2 かつ上限 5 万円（商品券）			
引っ越し補助 P. 7	上限 20 万円			

※大規模半壊・半壊の世帯は住宅をやむを得ず取り壊した場合、対象となります。

## ●その他の補助一覧

		全壊・解体	大規模 半壊	半壊	一部 損壊
災害援護資金（貸付け）	P. 8	被害程度により 150 万円～350 万円			
住まいの復興給付金	P. 9	再取得した住宅の床面積（上限 175 ㎡）給付単価、持分割合に応じて給付。 （消費税率 10%時、最大約 150 万円。消費税率 8%時、最大約 90 万円。）			

# 1、被災者住宅再建支援事業

住宅が被災（全壊）し、野田村内に新たに住宅を建設・購入した世帯への補助。

## ●補助額（被災当時の世帯状況）

一人世帯…上限150万円

二人以上の世帯…上限200万円

※被災当時の世帯状況

## ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

## ●対象者

- ・ 岩手県内で自宅を被災（全壊）した被災者が、住宅を建設又は購入することにより早期の生活再建を図る目的として、野田村内において住宅を再建する世帯。

※ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明書を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるためこれらの住宅を解体した場合にも、補助対象となります。

**問い合わせ** 保健福祉課 ☎78・2913

# 2、復興住宅新築利子補助

住宅を被災し、新たに住宅を新築した場合、金融機関などから借り入れた際の利子相当額を一括で補助。

## ●補助額（今後、変動する可能性があります）

住宅建設の費用…上限 457万円（年利8%を限度とする）

住宅用地の購入…上限 206万円（ " " ）

住宅用地の造成…上限 59.7万円（ " " ）

（1,000円未満の端数切捨て）

## ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

## ●対象者

- ・ 住宅を滅失した被災者が村内に自ら居住するための住宅の購入、建設又は増改築を含む改修（被災住宅以外の住宅の改修で、購入又は建設に準ずるものとして、村長が認めたもの）を行う世帯。

**問い合わせ** 住民生活課 ☎78・2927

### 3、既往住宅債務（2重ローン）への利子補給

被災により、新たに住宅の新築や補修のための資金を借り入れた場合、被災前の住宅の借りに利子補給。

#### ●補助額

被災前の住宅債務に対し、5年分の利子を補給  
(1,000円未満の端数切捨て)

#### ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

#### ●対象者

- ・ 被災者であり、かつ、村内に自ら居住するための住宅に係る新住宅債務（被災をし、村内に自ら居住するための住宅の建設・購入・補修・増改築を含む改修を目的に、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を締結したもの）を有する者が、住宅の新築、補修または改修を目的に借入れをした資金であって、平成23年3月11日以前に金銭消費貸借契約を締結した世帯。

**問い合わせ** 住民生活課 ☎78・2927

### 4、バリアフリー対応経費

新築住宅で、一定の基準を満たすことで補助。(申請費用も補助対象となります)

#### ●補助額

75㎡未満…40万円

75～120㎡未満…60万円

120㎡以上…90万円

申請費用の補助額

評価機関に支払った手数料、全額

設計業者に支払った手数料、上限3万円(1,000円未満の端数切捨て)

#### ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

#### ●対象者

- ・ 住宅を滅失した被災者が村内に自ら居住するための住宅の購入、建設又は増改築を含む改修（被災住宅以外の住宅の改修で、購入又は建設に準ずるものとして、村長が認めたもの）を行う世帯。
- ・ 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の9の9-1（3）ハ等級3の基準を満たすもの。既存住宅の購入にあたっては、同基準第5の9の9-1（4）ハ等級3の基準を満たすもの。

※ 申請費用の補助は、上記評価基準の適合を証明するための申請を設計業者等及び評価機関に依頼することが条件になります。

**問い合わせ** 住民生活課 ☎78・2927

## 5、県産材使用経費補助

新築住宅での県産材の使用量に応じて補助

「7、地域産材補助」と組み合わせて申請することができます。

### ●補助額

1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> 未満…	1万円/m <sup>3</sup> (1,000円未満の端数切捨て)
10 m <sup>3</sup> 以上～20 m <sup>3</sup> 未満…	20万円
20 m <sup>3</sup> 以上～30 m <sup>3</sup> 未満…	30万円
30 m <sup>3</sup> 以上…	40万円

### ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

### ●対象者

- ・ 住宅を滅失した被災者が村内に自ら居住するための住宅の購入、建設又は増改築を含む改修（被災住宅以外の住宅の改修で、購入又は建設に準ずるものとして、村長が認めたもの）をしたもの。

※ 県産材…岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度により、県産材として証明されたもの又は村長が認めたもの。

**問い合わせ** 住民生活課 ☎78・2927

## 6、地域産材補助

久慈地域（久慈市、洋野町、野田村、普代村）産の木材を使用して住宅を建てた場合、県の補助に上乗せで補助。

### ●補助額

1 m <sup>3</sup> ～10 m <sup>3</sup> 未満…	5千円/m <sup>3</sup> (1,000円未満の端数切捨て)
10 m <sup>3</sup> 以上～20 m <sup>3</sup> 未満…	10万円
20 m <sup>3</sup> 以上～30 m <sup>3</sup> 未満…	15万円
30 m <sup>3</sup> 以上…	20万円

### ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

### ●対象者

- ・ 住宅を滅失した被災者が村内に自ら居住するための住宅の購入、建設又は増改築を含む改修（被災住宅以外の住宅の改修で、購入又は建設に準ずるものとして、村長が認めたもの）をした世帯。

※ 自身が保有する土地の木材を使用する場合は、伐採前にご相談ください。

**問い合わせ** 住民生活課 ☎78・2927

## 7、給水装置工事補助

給水設備から本管までの給水管の接続工事を補助。

### ●補助額

必要経費の1/2を補助、上限20万円  
(1,000円未満の端数切捨て)

### ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

### ●対象者

- ・ 住宅を滅失した被災者が村内に自ら居住するための住宅の購入、建設又は増改築を含む改修（被災住宅以外の住宅の改修で、購入又は建設に準ずるものとして、村長が認めたもの）をした世帯。

**問い合わせ** 住民生活課 ☎78・2927

## 8、排水設備工事補助

排水設備から下水道本管や浄化槽などへの排水管の接続工事を補助。

### ●補助額

必要経費の1/2を補助、上限17.5万円  
(1,000円未満の端数切捨て)

### ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

### ●対象者

- ・ 住宅を滅失した被災者が村内に自ら居住するための住宅の購入、建設又は増改築を含む改修（被災住宅以外の住宅の改修で、購入又は建設に準ずるものとして、村長が認めたもの）をした世帯。

**問い合わせ** 住民生活課 ☎78・2927

## 9、景観再生補助

新築・購入した住宅用地で、主に出入りする道路に面する1辺長の1/2以上をコンクリート等人工物を除く生垣など景観に配慮した柵など設置する費用を、野田村商品券として補助。

### ●補助額

費用の1/2を、上限5万円まで補助  
(1,000円未満の端数切捨て)

### ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

### ●対象者

- ・ 住宅を滅失した被災者（住宅をやむを得ず解体した者及び住宅が居住不能になったものを含む。）が村内に自ら居住するための住宅を建設・購入した敷地内であること。

**問い合わせ** 住民生活課 ☎78・2927

## 10、引っ越し補助

仮設住宅などから災害公営住宅を含む再建住宅へ引っ越し際の経費を補助。

(例) 補助対象：引っ越し業者の費用、車両の借り上げ料、燃料費など。(領収書が必要)  
補助対象外：飲食物代、自家用車の燃料費など。

### ●補助額

上限20万円  
(1,000円未満の端数切捨て)

### ●申請期限

- ・ 令和4年3月31日

### ●対象者

- ・ 仮設住宅等から災害公営住宅を含む再建住宅へ引っ越しをする世帯。

**問い合わせ** 住民生活課 ☎78・2927

# その他の補助

## 1、災害援護資金（貸付け）

東日本大震災により、住宅・家財に被害を受けた世帯が生活再建に要する費用について、災害援護資金として村が貸し付けを行います。

- |        |          |                |
|--------|----------|----------------|
| ●貸付限度額 | 被害程度により  | 150万円～350万円    |
| ●利率    | 1.5%     | （保証人がある場合は無利子） |
| ●償還期間  | 13年      | （据置期間6年を含む）    |
| ●償還方法  | 1年または半年毎 |                |

### ●申請期限

令和4年3月31日

### ●対象世帯

次のいずれかに該当する世帯

- ① 住居が流失・全壊又は半壊した世帯
- ② 家財の1/3以上の損害があった世帯
- ③ 世帯主が1カ月以上のけがをした世帯

※ 村税、公共料金等に滞納がなく、返済能力が認められること。

※ 高齢者が借り受ける場合には、保証人を付けること。

※ 世帯人員毎に定められた所得制限を下回っていること。

**問い合わせ** 保健福祉課 ☎78・2913



## 2、住まいの復興給付金

東日本大震災で被災した住宅の再取得（建築・購入）や被災した住宅の補修に係る消費税の引き上げによる負担額に対応する国の制度です。

### ●対象となる被災住宅

- ・ 「全壊または流失」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」及び「一部損壊または床下浸水」の認定を受けた住宅。

※ 建築・購入の場合、「一部損壊または床下浸水」については、取り壊しをしていることが必要。

※被災した住宅が持ち家だった方が対象。

### ●申請期間

住宅の引渡し日から1年以内(令和4年12月31日までに引き渡された住宅が対象)

### ●対象者

- ・ 被災住宅を被災時点で所有し、新たに建築・購入する住宅を所有・居住する者。
  - ・ 被災住宅を被災時点より所有し、被災住宅の補修工事を発注して居住する者。
  - ・ 上記に該当する者で、消費税が引き上げられた平成26年4月以降に支払いがあった者。
- ※ 被災した親世帯のために子が住宅を再取得・補修する場合も対象となる場合があります。詳しくは「[住まいの復興給付金ホームページ](#)」をご覧ください。

### ●給付額

- ・ 再取得した住宅の床面積（上限175㎡）給付単価、持分割合に応じて給付。  
（消費税率10%時、最大約150万円。消費税率8%時、最大約90万円。）

### ●申請書の入手方法

- ・ 「住まいの復興給付金ホームページ」よりダウンロード  
<http://fukko-kyufu.jp/>
- ・ 保健福祉課窓口で配布

### ●申請方法

必要事項を記入し、添付資料を集めたうえで、申請書に同封の封筒で国に直接申請。

### 問い合わせ

住まいの復興給付金事務局コールセンター ☎0120-250-460 (無料)  
保健福祉課 ☎78・2913